

国立大学法人お茶の水女子大学反社会的勢力の対応方針

〔平成27年3月16日〕
学 長 裁 定

国立大学法人お茶の水女子大学（以下「本学」という。）は、事業を行うにつき、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）」を踏まえ、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨むことを本学の方針とします。

（運営等）

本学は、反社会的勢力との取引の排除及び組織犯罪の防止の重要性を認識し、適用となる法令等を遵守するため、本学の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力との取引の排除及び組織犯罪の防止について周知徹底を図ります。

（反社会的勢力との決別）

本学は、反社会的勢力に対して、取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

本学は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、教職員及び学生等の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

本学は、警察、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

附則

この方針は、平成27年4月1日より施行する。